省　令

○外務省令第八号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項、第三項及び第二十二条の規定に基づき、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

旅券法施行規則の一部を改正する省令

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）」の次に、「運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のもの）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

環境大臣　細野　豪志

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条　販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

政党	異動事項	届出年月日
政治団体の名称	新　旧	
国民新党	代表者の氏名　自見庄三郎　亀井　静香	二四、四、六

○総務省告示第百八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百七十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

公明党から、平成二十四年三月十六日に、基準日（平成二十四年一月一日）前において同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ「四三六」から「四三五」に異動した旨届出があった。

公明党から、訂正の届出があったので、平成二十三年総務省告示第三百七十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の公明党の部支部の数中「四三三」を「四三六」に改め、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の公明党の部支部の数中「四三二」を「四三一」に、「四三三」を「四三二」に改め、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一公明党の部㈨支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数中「四三一」を「四三〇」に改める。

○総務省告示第百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、併せて同条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、訂正の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）及び平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年五月二十一日

総務大臣　川端　達夫

自由民主党から、平成二十四年三月二日に、基準日（平成二十四年一月一日）前において同党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数がそれぞれ「七二四〇」から「七二三九」に異動した旨届出があった。

自由民主党から、訂正の届出があったので、平成二十四年総務省告示第七十八号（政党助成法第五条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）中

「自由民主党

支部の数	七二四八	平成二十三年十二月十五日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四〇	

」を

「自由民主党

支部の数	七二四七	平成二十三年十二月十五日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二三九	

」に改め、

「自由民主党

支部の数	七二四七	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四六	

」を

「自由民主党

支部の数	七二四七	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四七	

」に改め、

「自由民主党

支部の数	七二四五	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四五	

」を

「自由民主党

支部の数	七二四六	
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二四六	

」に改める。

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十日付けで認定した復興推進計画（会津若松市復興推進計画（認定番号福島第四号））に係る指定金融機関を平成二十四年四月二十五日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十四年五月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

告　示